

## ●浄化槽設置事業費の補助について●

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、国が行う合併処理浄化槽設置整備補助に対応し、合併処理浄化槽設置者に対する補助事業を実施しています。

### ■補助対象

○次の区域以外の地域

- ・ 公共下水道事業認可区域
  - ・ 農業集落排水事業認可区域
  - ・ コミニティプラント事業整備区域
- 税金を滞納していないことなど

### ■補助金額

#### 通常型浄化槽

- 5人槽・・・29万4千円
- 7人槽・・・34万2千円
- 10人槽・・・45万9千円

#### 高度処理型合併浄化槽

N型（窒素またはりん除去能力を有する高度処理型）

- 5人槽・・・66万4千円
- 7人槽・・・70万2千円
- 10人槽・・・75万2千円

#### 高度処理型合併浄化槽

N P型（窒素およびりん除去能力を有する高度処理型）

- 5人槽・・・87万6千円
- 7人槽・・・121万9千円
- 10人槽・・・171万9千円

※市が指定する牛久沼流域については、N型・NP型いずれかとし、その他の補助対象地域については、通常型のみ補助とする。

■受付期限（平成20年度工事完了のものに限る）

平成20年4月1日（火）～11月28日（金）まで

くわしくは、下記までお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

下水道課（小絹水処理センター内）  
☎52-3939

## 福岡堰土地改良区排水施設使用料について

現在、伊奈地区において、福岡堰土地改良区の排水施設に、家庭に設置された合併処理浄化槽の処理水を放流している方は、平成20年4月1日から、施設使用料が賦課されることになりました。

本来、福岡堰土地改良区の管理する排水施設に、家庭からの排水を放流する場合は、平成3年度から、民間が開発した区域の土地改良区への使用料未払いを発端に、市が福岡堰土地改良区への助成金を支払うことで免除されてきました。

助成制度開始から16年が経過し、当初の目的は達したこと、ならびに、合併により生じた市行政の不均衡（谷和原地区においては、各個人が施設使用料を負担）の是正を図るため、このたび、検討委員会を設置し、検討いただいた結果、当該制度は廃止することとなりました。

なお、検討委員会においては、当該制度の廃止に伴い、農業用排水路の維持管理については、市と福岡堰土地改良区がよく話し合いを行うようにとの付帯意見もいただいています。

\* 谷和原地区においても、これまでどおり各個人が使用料を支払うこととなります。

## 『町史研究 伊奈の歴史 第10号（終刊号）』販売のおしらせ

平成7年1月に始まった伊奈町史編纂事業は、この「町史研究 伊奈の歴史」終刊号の刊行をもって幕を閉じることになりました。これまで多くの皆さまのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

この終刊号は、13年間続いた伊奈町史編纂事業の歩みをふり返り、その成果と課題を確認するための特集号となっております。今回、皆さまに有償にて販売させていただきます。

【価格】1冊800円（税込）

■A5判 211ページ  
一部カラーページあり

### 【お求めは】

市役所市民窓口課（伊奈庁舎・谷和原庁舎）・生涯学習課窓口、市立図書館・市立歴史館・間宮林蔵記念館・きらくやまふれあいの丘



町史研究  
伊奈の歴史  
第10号（終刊号）  
2008

※数に限りがありますので、お早めにごと。

※「町史研究 伊奈の歴史」第4号～第9号の各号も、この機会にぜひお求めください。

### ◆問い合わせ先

谷和原庁舎生涯学習課  
☎58-2111（内線8210・8211）

### ◆問い合わせ先

谷和原庁舎都市計画課  
☎58-2111（内線8161）